平成２２年（フ）第４５７号
高知市薊野西町２丁目11番３号　ハウスさかえ301号
債務者　瀧石　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６１号
高知市朝倉己67番地　セジュールアジロＡ―202
債務者　伊藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６５号
高知市高須新町１丁目５番３号
債務者　松下　龍志
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８３号
高知県香美市物部町山崎81番地
債務者　西尾　守正
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８５号
高知県南国市大埇甲2230番地５
債務者　西岡　美枝
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８６号
高知県南国市大埇甲2230番地５
債務者　西岡　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２３号
高知市薊野西町２丁目１番16号　によどマンション201
債務者　宮内　栄一
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３９号
高知市一宮しなね１丁目４番22号　パレスハイツ萩野306号
債務者　西山　廣喜
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２９号
熊本市八反田１丁目17番30号、住民票上の住所熊本市渡鹿８丁目１番125号
債務者　米原　道子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５８４号
熊本市津浦町８番38号
債務者　村山　正洋
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２９号
山口県周南市大字富田2772番地の２ハラダハイツＢ―102号
債務者　宮村　明子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３４号
山口県下松市瑞穂町１丁目12番13号　伊藤アパート３号
債務者　古里　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３６号
山口県下松市大字西豊井1250番地
債務者　古城　京子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１４３号
山口県光市大字三輪1160番地45
債務者　金井　由香
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１４８号
山口県周南市周陽１丁目１番40―201号
債務者　四宮　憲一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１４９号
山口県周南市周陽１丁目１番40―101号
債務者　多田　正枝
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１９３号
神奈川県逗子市沼間４丁目２番13号　イーストサイド102号
債務者　市川　昌代
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部